業務指示書

パキスタン国中小企業金融にかかる情報収集・確認調査

第１　指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第２「業務の目的・内容に関する事項」、第３「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：２０１７年１０月１８日　１２時　まで

問合せ先：調達部 契約第一課 九野 優子 Kuno.Yuko@jica.go.jp

質問に対する回答：２０１７年１０月２３日 までに機構ホームページ上に行います。

第２　業務の目的・内容に関する事項－－－－－別紙のとおり

第３　業務実施上の条件－－－－－－－－－－－－別紙のとおり

第４　競争上の条件

１　競争参加資格要件

（１）以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、　競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

１）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

２）「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

３）「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（２）JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

１）全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「 簡易審査 」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」＞「競争参加資格」(http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html) を参照のこと。

２）日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（　）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（○）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

（　）法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

３）利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（　）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（　）以下の者については、競争への参加を認めません。

２　共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）

（　）認めません。

（　）認めます。

（○）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（　）　者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注１）資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。 注２）共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。 注３）共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

３　補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の４分の３までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の２分の１までを目途とします。

なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

（各項目の（　）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（○）業務主任者（総括）については補強を認めません。

（　）業務主任者（総括）については補強を認めます。

注１）共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。 注２）複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。 注３）業務管理グループ（第５の３参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。 注４）評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。 評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。 注５）補強として参加している社との再委託契約は認めません。 注６）通訳団員については、補強を認めます。

４　外国籍人材の活用

（各項目の（　）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（　）外国籍人材の活用を認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ２分の１を超えない範囲において認めます。

（　）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ４分の１を超えない範囲において認めます。

注）外国籍人材とは以下に該当する人材とします。 ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第５　プロポーザルに記載されるべき事項

１　コンサルタントの経験、能力等

（１）類似業務の経験

（２）業務実施上のバックアップ体制等

（３）その他参考となる情報

注）類似業務：中小企業支援に係る各種業務

２　業務の実施方針等

（１）業務実施の基本方針等

（２）業務実施の方法

（３）作業計画

（４）要員計画

（５）業務従事者毎の分担業務内容

（６）現地業務に必要な資機材
（７）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
（８）その他

> 注１）（１）と（２）を併せた記載分量は、　20ページ以下としてください。
> 注２）（４）要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3　業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

（１）業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）

（　）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、３点を加点します。（「第９　プロポーザルの評価」参照）　本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（　）若手加点の対象とする。
（○）若手加点の対象としない。

（２）評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／中小企業振興）】
（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）
１）類似業務の経験：中小企業支援に係る各種業務
２）対象国又は同類似地域：パキスタン 及び全途上国での業務の経験
３）語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

４）業務主任者等としての経験
５）学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
６）特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野　中小企業金融】
１）類似業務の経験：中小企業金融に係る各種業務
２）対象国又は同類似地域：パキスタン 及び全途上国での業務の経験
３）語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
４）学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
５）特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第６　競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

１　競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

２　プロポーザルの提出期限、提出場所等

（１）提出期限：2017年10月27日　１２時

（２）提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）

（３）提出先・場所：

・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町５番地２５　二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構　調達部

・持参の場合
二番町センタービル１階調達部受付（調達カウンター）

（４）提出書類：プロポーザル　正１部　写　４部
　　　　　　　見積書　　　　正１部　写　１部（次項第７参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

３　プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

（１）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（２）提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき

（３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき

（４）競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき

（５）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

（６）虚偽の内容が記載されているとき

（７）前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第７　見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）

（　）契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

（　）航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

（１）　旅費（航空賃）

（２）　旅費（その他：戦争特約保険料）

（３）　一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

（４）　直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

（５）　その他（以下に記載の経費）

注）外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。 (PKR1 = 1.04311 円 , US$1 = 108.976 円 , EUR1 = 130.786 円)

第８　プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

（各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）プレゼンテーションは実施しません。

（　）プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

（　）業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に１名の出席を認めます。

（　）業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に１名の出席を認めます。

（１）実施時期：　　　　　　　　～

（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

（２）実施場所：JICA本部（麹町）　　　　会議室

（３）実施方法：

１）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

２）プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記１）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

（以下、各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）

（　）上記（２）の実施場所以外からの出席を認めません。

（　）海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記（２）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a）電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記（１）で指定された日時です。

a）電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b）Web会議システム　（http://jica.webex.com/）

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注）Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c）テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注）JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9　プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料１「プロポーザル評価の基準」及び別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

１）評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／中小企業振興

中小企業金融

２）評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.06 M／M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

（１）若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を１号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律３点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により１号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。） 若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

（2）価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2．5％以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2．5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2　評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、２０１７年１１月２７日(月)　までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3　評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

（1）プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

（2）プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点＊

⑤価格点＊

＊④、⑤は該当する場合のみ

第１０　その他

1　配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2　プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3　プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4　プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5　虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6　プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

（1）「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

（２）業務実施契約に係る様式：
同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

（３）規程：
同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」
(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

（４）調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：
同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7　密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（１）公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ．JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること

（２）公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ．契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ．総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（３）JICAの役職員経験者の有無の確認日

（４）情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8　資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）

（　）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

１．本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（Ｅ／Ｎ）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式５（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。
ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2．本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（　）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

（　）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9　案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以　上

プロポーザル評価表
パキスタン国中小企業金融にかかる情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1．コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
（1）類似業務の経験	6.00	
（2）業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2．業務の実施方針等	(30.00)	
（1）業務実施の基本方針の的確性	14.00	
（2）業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
（3）要員計画等の妥当性	4.00	
（4）その他（実施設計・施工監理体制）		
3．業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
（1）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験･能力　総括／中小企業振興	(40.00)	(　　)
ア）類似業務の経験	16.00	
イ）対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ）語学力	6.00	
エ）業務主任者等としての経験	8.00	
オ）その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(−)	(　　)
カ）類似業務の経験	−	
キ）対象国又は同類似地域での業務経験	−	
ク）語学力	−	
ケ）業務主任者等としての経験	−	
コ）その他学位、資格等	−	
③体制、プレゼンテーション	(　　)	(　　)
サ）業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ）業務管理体制	−	
（2）業務従事者の経験・能力：中小企業金融	(20.00)	
ア）類似業務の経験	10.00	
イ）対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ）語学力	4.00	
エ）その他学位、資格等	4.00	
（3）業務従事者の経験・能力：	(　　)	
ア）類似業務の経験		
イ）対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ）語学力		
エ）その他学位、資格等		
（4）業務従事者の経験・能力：	(　　)	
ア）類似業務の経験		
イ）対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ）語学力		
エ）その他学位、資格等		
（5）業務従事者の経験・能力：	(　　)	
ア）類似業務の経験		
イ）対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ）語学力		
エ）その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第２　調査の目的・内容に関する事項】

１．調査の背景

パキスタン・イスラム共和国（以下「同国」）は2015年時点で1億8,504万人と世界6位の人口を有しており、今後5年の間に2億人を超えると予想されている。さらに人口の50%以上が19歳以下の若者であり、増加し続ける人口に対する雇用機会の創出が急務となっている。同国政府は2014年8月に発表した長期開発計画「Vision 2025」において、「持続的・内生的・包括的な成長」及び「民間セクター主導の成長」を重点課題として掲げ、2025年までに年率8%の経済成長の達成を目指している。

同国における2015／2016年度の実質GDP成長率は4.71%であり（2016年、JETRO）、直近8年間で最も高い成長率となっている。同国において中小企業は、GDPの約30%、輸出額の約25%、非農業労働人口の約90%を吸収（2005年、パキスタン政府経済センサス調査）し、同国の経済発展にとって重点分野に位置づけられている。一方、中小企業の育成にとって重要である中小企業向け融資残高は、IMFプログラムが実施された2013年以降低迷している。中小企業向け融資の阻害要因として、金融機関における中小企業に対する理解不足や、厳しい担保徴求原則等が指摘されている。そのため、中小企業にとっての資金調達の機会を拡大し、中小企業振興に向けた環境を整備することが喫緊の課題となっている。

本調査は、今後、パキスタンの中小企業に対する資金調達機会の拡大にかかる支援を検討するため、政府・関係機関及び金融機関の実施能力や中小企業の実態等の情報収集を行うことを目的に実施するものである。

２．調査の概要

(1) 調査の目的

パキスタンにおける中小企業及び金融セクターの現状・課題を整理するとともに、中小企業の資金調達機会拡大に資する支援策を検討し、提言することにより、今後の我が国の協力事業の方針検討に活用することを目的とする。

(2) パキスタン側関係機関

(ア) 金融

① 財務省（Ministry of Finance : MOF）

② 中央銀行（State Bank of Pakistan : SBP）

③ パキスタン証券取引委員会（Securities and Exchange Commission of Pakistan）

④ 金融機関（政府系、開発系、民間）

(イ) 中小企業振興

① 産業省中小企業開発庁（Small and Medium Enterprises Development Authority : SMEDA）

② パキスタン自動車部品工業会（Pakistan Association of Auto Parts and Accessories Manufacturers : PAAPAM）、パキスタン既製服製造・輸出業組合（Pakistan Readymade Garments Manufacturers &

Exporters Association : PRGMEA）、パキスタンニット製品製造・輸出業組合（Pakistan Hosiery Manufacturers & Exporters Association : PHMA）等の企業組合や商工会

③ パンジャブ州政府　産業・商業・投資局
④ シンド州政府　産業・商業局
⑤ 製造業を中心とした民間中小企業
⑥ 各ドナー

(3) 調査対象地域

イスラマバード、カラチ、ラホールを中心とした主要都市部

3．調査の範囲

本調査は、JICA及びパキスタン関係機関と十分な意見交換を行いながら、「2．(1) 調査の目的」を達成するために、「4．調査方針及び留意事項」を踏まえ、「5．調査の内容」に示す事項を実施し、「6．成果品等」の報告書を作成するものである。

4．調査方針および留意事項

(1) 本調査後の想定される支援について

本調査にて得られた情報を踏まえ、今後、JICAでは資金協力、技術協力を検討する予定である。想定される支援は、製造業の中小企業に対する既存の金融機関等を介したツーステップローン及び同実施に必要となる技術支援であることを念頭とし、JICA事業としての協力案を整理すること。

(2) 調査範囲について

本調査は中小企業に対する支援を想定しているが、「5．【国内準備作業】【第１次現地調査】」実施時は中小企業に限定せず、パキスタンの経済、産業、企業について幅広く分析すること。

(3) 既存資料の最大限の活用による効率的な調査

これまで、JICAをはじめとした各ドナー、パキスタン政府により、産業セクターに関連する協力・調査等は多数実施されている。よって本調査に関連する基礎情報や現状・実態を把握するにあたっては既存の調査結果や関連資料を最大限活用することが求められる。国内にて予め情報収集や仮説の設定、課題の分析等を行い、不足する情報について質問票等を作成した上で現地の関係機関に聴取する等効率的に情報収集をすること。

参考資料は以下の通り（必要に応じて追加収集すること）

(ア) JICAが実施した関連事業資料

① 自動車部品製造業技術移転プロジェクト
http://knowledge.jica.go.jp/KM/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/97D29A3BFC51363749257E140079F985?OpenDocument&pv=VW02040104

② アパレル産業技能向上・マーケット多様化プロジェクト

http://gwweb.jica.go.jp/KM/ProjectView.nsf/SearchResultView/12848D49E862953D49257F640079E04A?OpenDocument

(イ) 中央銀行（SBP）関連資料

① National Financial Inclusion Strategy (SBP)
http://www.sbp.org.pk/ACMFD/National-Financial-Inclusion-Strategy-Pakistan.pdf

② Prudential Regulations for SME Financing (SBP)
http://www.sbp.org.pk/smefd/circulars/2016/PR_SME_C2_Annex.pdf

③ Quarterly SME Finance Review as of June, 2016 (SBP)
http://sbp.org.pk/departments/pdf/Q-Review/2016/QSMEF-Jun-2016.pdf

(ウ) IMF関連資料

① Selected Issues
https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2017/07/13/Pakistan-Selected-Issues-45079

② Staff Report for the 2017 Article IV Consultation
https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2017/07/13/Pakistan-2017-Article-IV-Consultation-Press-Release-Staff-Report-Informational-Annex-and-45078

(エ) その他関係機関のホームページ

① Enterprise and Assets Growth Programme（DFID：
https://devtracker.dfid.gov.uk/projects/GB-1-202495/documents)

(4) 関係者との緊密なコミュニケーションによる効果的な支援の検証

パキスタンの産業セクターに対するJICAからの支援は、自動車製造の技術移転から貿易・投資促進に関する政策策定アドバイザーまで多岐に渡ることから、産業振興に係る日本側・パキスタン側の関係者は多い。本調査が効果的かつ実態に即した調査となるよう、実施中の案件に関係する政府機関や民間企業（日本商工会等）、JICA関係者とのコミュニケーション・情報交換を緊密に行い、調査結果に反映すること。実施中案件は以下の通り；

① 自動車産業振興アドバイザー
② 貿易促進アドバイザー
③ 投資環境整備アドバイザー
④ 自動車部品製造業技術移転プロジェクト
⑤ アパレル産業技能向上・マーケット多様化プロジェクト

(5) パキスタン政府方針との整合性の確保

上記「4．(3)」でパキスタンにおける中小企業や金融セクターの実態把握を分析した上で産業セクターにおける今後の方向性について検証する際は、パキスタン政府の施策・方針を踏まえて十分に検証を行うこと。

(6) 他ドナーとの連携・協調

パキスタンの産業セクターでは、世界銀行（WB）やアジア開発銀行（ADB）、アメリカ合衆国国際開発庁（USAID）といったドナー機関が既に多くの支援を

行っており、また英国国際開発庁（DFID）はKarandaaz（金融NGO機関）を設立し、自動車部品製造企業に対する融資を含む中小企業に対してツーステップローン事業を実施している。本調査ではこれら機関からの情報収集を通して各ドナーの支援内容を正確に把握し、JICAとして協力方針を検討する際に効果的な連携・協調を図ること。また検討する支援案には、他ドナーによる既存の支援案件における課題や問題点を反映すること。

(7) 技術支援のニーズ検討及びパキスタン側関係機関との意見交換

本調査を通して中小企業支援に関する技術支援のニーズを検討し、支援案の概要を提言すること。支援案についてはパキスタン側関係機関と共有し、実態・方針に即した内容となっているか、意見交換を実施する。その際、支援案がそのままJICAの協力案件として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

５．調査の内容

上記「４．実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。コンサルタントはより効果的、効率的に本調査の目的を達成する方法があれば、プロポーザルにて提案すること。

【国内準備作業（2017年12月初旬を予定）】

(1) JICA南アジア部と協議を行い、本調査の目的・趣旨等を確認する。

(2) 既存の調査結果や関連資料を用いて、本調査に関連する情報収集・現状分析を以下の通り行う。

(ア) パキスタン経済の現状・課題

① 経済指標や主要産業の現状把握を通じたマクロ経済状況の整理・分析

② 失業率、労働人口（業種別、企業規模別）に係る現状把握及び予測

③ 財政状況の分析及び課題

④ パキスタンの経済振興に向けた政策・方針の確認（経済指標にかかる目標値、優先業種の有無等）

(イ) パキスタンにおける民間企業の現状・課題の分析

① 従業員数・業種別の民間企業数・売上推移（過去10年程度）

② 業種別・産業別商流、企業分布の確認

③ 上記 (ア)の現状分析を踏まえた、産業別投資ニーズ、課題の分析

(ウ) パキスタンの中小企業の定義・現状・課題、関連施策

① パキスタンにおける中小企業の定義（売上規模、従業員人数等）や関連する法律・政策の確認

② 中小企業の現状・課題の分析（中小企業数、設備投資額、売上高、利益、業種分布、賃金水準（企業規模別）等の推移）

③ 中小企業支援への取組状況に係る基礎的な情報の収集（パキスタン国政府、州政府による補助金の交付や政策・制度の制定状況、

課題、産業クラスター毎の中小企業政策の有無・違い等）

(エ) パキスタンの金融セクターの現状・課題

① 金融セクターにおけるアクターの確認

② パキスタンにおける中小企業向け金融機関の基本的情報（金融機関名、提供サービス、店舗数、出店エリア、従業員数等）の収集

③ 金融関連制度、政策等の策定・取組状況と課題の確認

④ 同国全体における企業規模別・業種別金融機関利用状況、資金使途の確認

⑤ 同国全体における、中小企業向貸出、融資残高に占める中小企業向貸出の割合及び債権回収状況に関し、過去10年間における推移の確認（併せて、他のアジアの新興諸国との比較・分析を行なうこと）

(オ) パキスタンにおける他ドナーの中小企業支援動向の把握

① 各ドナーの中小企業振興に対する支援状況

② 過去にパキスタンで実施されたツーステップローン、マイクロファイナンス事業実施状況（中小企業分野以外の案件も含む）

③ 上記①②の導入効果、課題・教訓の整理

(カ) 我が国の途上国に対する過去の中小企業向け金融支援の把握

① 過去に実施された中小企業向け金融支援事業の確認

② 上記①の導入効果、課題・教訓の整理

(3) 現地調査の基本方針、及び具体的な調査方法の検討を行う。

(4) 上記(1)～(3)の結果をとりまとめて以下を作成し、JICA南アジア部に提出する。インセプションレポートには、国内作業期間での調査結果を記載すること。

① インセプションレポート（案）

② 関係機関への質問票（案）

③ パキスタン側への本調査の説明資料（案）

(5) 上記(4)に関する南アジア部からのコメントを反映し、②③については現地調査開始10日前までにJICAパキスタン事務所を通じて、現地調査の訪問先へ送付する。

【第１次現地調査（2018年1月中旬～2018年1月下旬を予定）】

本事業の目的・内容について各関係機関と認識を共有し、【国内準備作業】にて取りまとめた追加情報の収集及び関係機関へのヒアリング（面談及び質問票による聴取）を実施し、中小企業の実態把握及び中小企業支援のニーズを確認する。

(1) JICAパキスタン事務所に対し、本調査の目的・内容等の調査計画を説明する。（第２次現地派遣以降も同様）

(2) 現地作業において、インセプションレポートを先方政府に説明・協議し、基本的了解を得た上で、以下の調査を実施する。

(ア) 上記「５.【国内準備作業】(2)(ア)～(オ)」について不足している情報を収集する。また最新の現状についてパキスタン側関係機関より質問票に

基づいて聴取し、課題を整理する。

(イ) パキスタンの中小企業支援の実態把握に向けて、関係者へのヒアリング・意見交換を実施する。その際、「5．【第２次現地調査】(2)(エ)」にて示した支援策を検討することを念頭に情報収集を行うこと。

① 金融機関の中小企業支援への取組状況の確認、及び同取組状況の金融機関毎の差異に関する要因分析（5～10 機関への質問表を用いたヒアリング、場所はイスラマバード、カラチを想定）

i. 組織概要（体制、支店網ネットワーク等）

ii. 融資残高に占める中小企業向貸出の割合及び債権回収状況（デフォルト率）

iii. 中小企業向けの融資スキーム（商品開発）及び貸出条件（貸出金額の上下限、債務者の売上規模、金利水準・構造、担保・保証徴求基準）

iv. 中小企業向け金融を促進する計画及び課題の確認

v. 各金融機関の財務状況（売上高、利益、預金預かり額、預貸率、中小企業向け融資伸び率、不良債権比率、純資産比率等）

vi. 資金調達状況

vii. 融資決定の意思決定プロセス（審査プロセス、審査期間、ガバナンス構造）

viii. 与信管理体制、各金融機関職員の与信判断能力の確認

ix. 民間金融機関と公的金融機関における、中小企業向け金融サービスの役割分担の確認

② 中小企業の財務状況、資金ニーズ等の統計的分析

i. 中小企業の資金ニーズに関し、統計的数値等に基づく定量的分析及びヒアリングに基づく定性的分析（政府関係機関・中小企業金融機関側に対するヒアリング実施を通じて、貸し手側の観点から見た中小企業側の資金ニーズを推定する。その上で、定量的分析の結果と併せ、中小企業の業種・規模に応じた潜在的資金需給ギャップの推定を行なう。資金需給の推定に関しては、マクロ経済及びセクター状況に係る分析との整合性を意識して行なうこと。）

ii. 業種分類ごとの生産高等の把握（データが取得可能の範囲内で、製造業を中心とした今後の成長が見込まれる業種の特定につながる情報収集を行なう。）

iii. パキスタン国政府、州政府及び各ドナーによる中小企業支援制度・体制の利用状況及び利用時の課題等

③ 中小企業の実態把握、中小企業支援の利用状況・ニーズの確認

民間企業向けの技術支援を実施している JICA 関係者（４．(4)④⑤を参照）や中小企業振興に関わる SMEDA、PAAPAM と連携の上、各中小企業よりヒアリングを実施する。（必要に応じて日本商工会等を通じて現地日系企業からもヒアリングを実施）

i. 各企業の投資・資金ニーズの確認
ii. 各企業のローン利用の有無と利用時の課題
iii. パキスタン国政府、州政府及び各ドナーによる中小企業支援制度・体制の利用状況及び利用時の課題等
iv. 上記 i～iv を踏まえ、新たな公的支援の必要性の確認

【第1次国内作業（2018年2月初旬～2018年2月中旬を予定)】

(1) 国内準備作業、第1次現地調査結果をとりまとめてインテリム・レポートを作成の上、JICA 南アジア部に説明し、コメントをふまえて修正・提出する。
(2) 第2次現地調査での実施内容について JICA 南アジア部に説明する。
(3) ファイナル・レポート作成に向けて目次案、内容の擂り合わせを行う。

【第2次現地調査（2018年2月下旬～2018年3月中旬を予定)】

中小企業の資金調達拡大にかかる資金協力（ツーステップローン他、検討し得る金融支援）及び同実施におけるパキスタン側関係機関、仲介金融機関への技術支援の可能性について、パキスタン側関係機関及び金融機関と協議・意見交換を行う。

(1) 第1次現地調査結果について関係者（金融機関及び各中小企業）に報告し、意見交換を行う。
(2) パキスタン政府及び中央銀行等政府系関係機関と中小企業支援に係る公的支援制度の可能性について協議し、支援案を検討する。
   (ア) 中小企業の実態・課題を踏まえた公的支援制度を検討・議論する。
   (イ) 中小企業の売上増加、生産効率化等成長を推進する上での財務的な課題を検証し、中小企業向け金融利用のニーズを確認する。
   (ウ) ツーステップローンの仲介銀行となり得る金融機関の中小企業向け金融の課題や各金融機関職員の与信管理能力を確認し、支援（資金協力、技術協力）の可能性について検討する。
   (エ) 上記 (ア)～(ウ)を踏まえて、中小企業支援を軸とした支援案の概要（スキーム・フロー、実施機関、貸出条件、対象企業・金融機関の適格基準等）を検討する。
(3) 支援案の概要について関係者と意見交換を行う。
   調査結果及び調査団からの提言をパキスタン側関係機関（MOF、SBP、SMEDA、PAAPAM 等）に説明し、意見交換を実施する。必要に応じて協議結果を支援案に反映・修正する。
(4) ドラフト・ファイナルレポートの作成及び協議、報告
   JICA パキスタン事務所に対してドラフト・ファイナルレポートの説明を行う。

【第2次国内作業（2018年4月初旬～2018年4月中旬を予定）】

(1) JICA南アジア部へ第2次現地調査結果の報告・協議を行う。
(2) ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポート案について、パキスタン関係機関、JICA南アジア部、JICAパキスタン事務所のコメントを反映させた上でファイナルレポートに取りまとめる。

6. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA 南アジア部に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(ア) インセプション・レポート

① 記載事項：調査の背景、調査の目的、調査の実施方針、調査の内容と実施方法、作業計画、調査団の構成と各団員の担当作業及び作業期間、ファイナルレポート目次案

② 提出時期：第１次現地調査開始前半月以内

③ 部数：和文2部、英文1部、電子データ

(イ) インテリム・レポート

① 記載事項：第１次現地調査までの調査結果と第2次現地調査以降の調査方針

② 提出時期：第１次現地調査終了から第１次国内作業期間内

③ 部数：和文2部、英文1部、電子データ

(ウ) ドラフト・ファイナルレポート

① 記載事項：最終現地調査までの調査結果

② 提出時期：第2次現地調査におけるパキスタン側との面談時

③ 部数：和文2部、英文1部、電子データ

(エ) ファイナル・レポート

① 記載事項：パキスタン側及びJICA南アジア部のコメントを踏まえた調査結果

② 提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対するパキスタン側・JICA南アジア部コメント提出から1か月以内

③ 部数：和文4部、英文4部、電子データ

(2) その他の報告書類

(ア) 調査計画書

① 記載事項：共通仕様書の規定に基づく

② 提出時期：契約締結後10日以内

③ 部　　数：和文3部、電子データ

(イ) 業務実施報告書

ファイナル・レポート（調査結果を中心として記述）には記載されない調査実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等につい

て、記録として残しておくための報告書

① 記載事項：
 1. 最終報告書の概要
 2. 活動内容（調査）
  調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
 3. 調査実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）
 4. 今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）
 5. 提案した計画の具体化に向けての提案

② 添付資料
 1. 業務フローチャート
 2. 業務人月表
 3. その他調査活動実績

③ 提出時期：調査終了時

④ 部　　数：和文3部、電子データ

(ウ) 訪問先との面談記録（JICAの求めに応じ）

(3) 報告書作成にあたっての留意事項

(ア) インテリム・レポート、ドラフト・ファイナルレポート、ファイナル・レポートについては、本論の要点を簡潔かつ明瞭に記載した要約を含むこと。

(イ) 報告書文中で使用するデータ、写真等については、その出典・取得時期を明記すること。また、地図を掲載する場合は、係争中の国境については点線で示すよう留意すること。

(ウ) ファイナル・レポート以外の報告書の作製仕様は、A4版、タイプ打、両面コピー章毎改頁の編集とし、簡易製本とする。（頁数によっては製本不要）

(エ) 本調査のファイナル・レポートは原則として公開予定であるが、調査内容に個別の企業情報等非公開とするべき情報を多く含むため、公開版と非公開版両方を作成すること。

【第３　調査実施上の条件】

１．調査工程計画

2017年12月初旬より調査を開始し、2018年2月初旬～2018年2月中旬を目途にインテリム・レポートを提出する。2018年2月下旬～2018年3月中旬までにドラフト・ファイナルレポートを提出し、2018年4月中旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。

２．調査量目途と調査従事者の構成（案）

(1) 調査量の目安

合計　約10.60M／M

(2) 調査従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。なお、調査内容及び調査工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

(ア) 総括／中小企業振興（2号）

(イ) 中小企業金融（3号）

(ウ) 中小企業分析・企業診断

３．対象国の便宜供与

本調査はJICAの責任において実施するものであることから、パキスタン関係機関からの特別な便宜供与は想定していない。

４．配布資料／参考資料

(1) 配布資料：　JICA安全対策措置（現地滞在者の安全に配慮し、本事業に関する調査にのみ用いるものとし、取扱いに注意する）

(2) 参考資料：　JICAによる過去の中小企業金融に係る支援への事後評価関連資料

(ア) ベトナム「中小企業支援事業（II)」
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_VNXII-5_4_f.pdf

(イ) インド「中小零細企業・省エネ支援事業」
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_ID-P200_4_f.pdf

(ウ) スリランカ「小企業育成事業（III)」
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_SL-P81_4_f.pdf

(エ) ミャンマー「中小企業金融強化事業」
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_MY-P12_1_s.pdf

(オ) その他「第２、４．(3)」に記載された資料及びJICAパキスタン事務所収集資料

５．現地再委託

本調査においては現地再委託を想定していないが、現地再委託にて実施することが望ましいと考える調査がある場合、プロポーザルにて提案すること。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の調査遂行に関して

は、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託を実施する場合に想定される実施方法について具体的な提案を行うこと。

6．安全管理

(1) パキスタン国内ではしばしばテロ対策として携帯電話サービスが停止することから、有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線LAN接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。また、必要経費を見積書に計上すること。
(2) 現地での業務実施に当たっては在パキスタン日本国大使館（必要に応じて、在カラチ日本国総領事館）、JICAパキスタン事務所との逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、パキスタン国内での安全対策についてはJICAパキスタン事務所安全班の指示に従うこと。
(3) 現地業務中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。
(4) 宿舎についてはJICAの安全基準を満たす必要があるため、確保に際してはJICAパキスタン事務所の指示に従い、必要な措置を講じなければならない。
(5) カラチ市内で活動を行う際は、以下の安全対策措置を講じることになっているため、必要経費を見積書に計上すること。なお、本措置に係る経費は別見積とする。
    (ア) セキュリティ会社からの武装警護を雇用し、車輛に同乗させる。
    (イ) 使用する車輛は全てランドクルーザー・タイプのものとする。
(6) 渡航にあたっては、従事者全員についてたびレジに登録すること。
(7) カラチ市内における宿泊については、安全上の理由から原則当機構が指定する宿泊施設を利用することとする。宿泊料の積算にあたっては、1泊当たりの単価を17,300円として見積もること。
(8) 現地の治安状況は流動的であり、安全管理上の理由から、渡航制限等を行われることがある。急な変更が生じる場合は、JICA南アジア部と相談のうえ、「第２、５．」に記載する現地調査期間の調整を行うこと。

7．その他留意事項

(1) 一般管理費等の加算

本業務の対象地域は、治安面で十分安定しているとは言いがたい地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等の率について10%を上限として加算し、一般管理費等を計上することができるものとする。

(2) 不正腐敗防止

「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 渡航前の手続きについて

パキスタンでは、渡航前に立入許可の承認が必要な地域があるため、各現地調査にあたっては、前広にJICA南アジア部、パキスタン事務所に訪問先（案）を提示し、かかる承認手続き等に必要な日数を確認の上で渡航時期を決定すること。

以上